

令和6年4月16日

保護者 様

真岡市立長沼小学校長 久保 等

出席停止を伴う感染症罹患時の対応について

日頃よりお子様の感染症予防策については、御家庭でも様々な対策を講じていただき感謝申し上げます。学校としましても、学校医や市教育委員会と連携し、感染予防並びに感染拡大防止に最大限努めております。

さて、お子様がインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症以外の感染症に感染し、学校を出席停止となる場合、「意見書」及び「登校届」を使用することとなっております。

つきましては、下記のとおり御対応くださいますようお願いいたします。

記

「意見書」について

下記の感染症と診断され、休養後治癒し、治癒証明のため再診した場合、医師に「意見書」(医療機関から発行)を記入していただき、学校へ御提出ください。

ただし、芳賀郡市以外の医療機関及び休日夜間急患診療所に受診した場合、意見書は発行されませんので、その際は学校へ御連絡ください。

麻しん(はしか)、風しん、水痘(水ぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、結核、咽頭結膜熱(プール熱)、流行性角結膜炎、百日咳、腸管出血性大腸菌感染症(0157、026、0111等)、急性出血性結膜炎、侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)

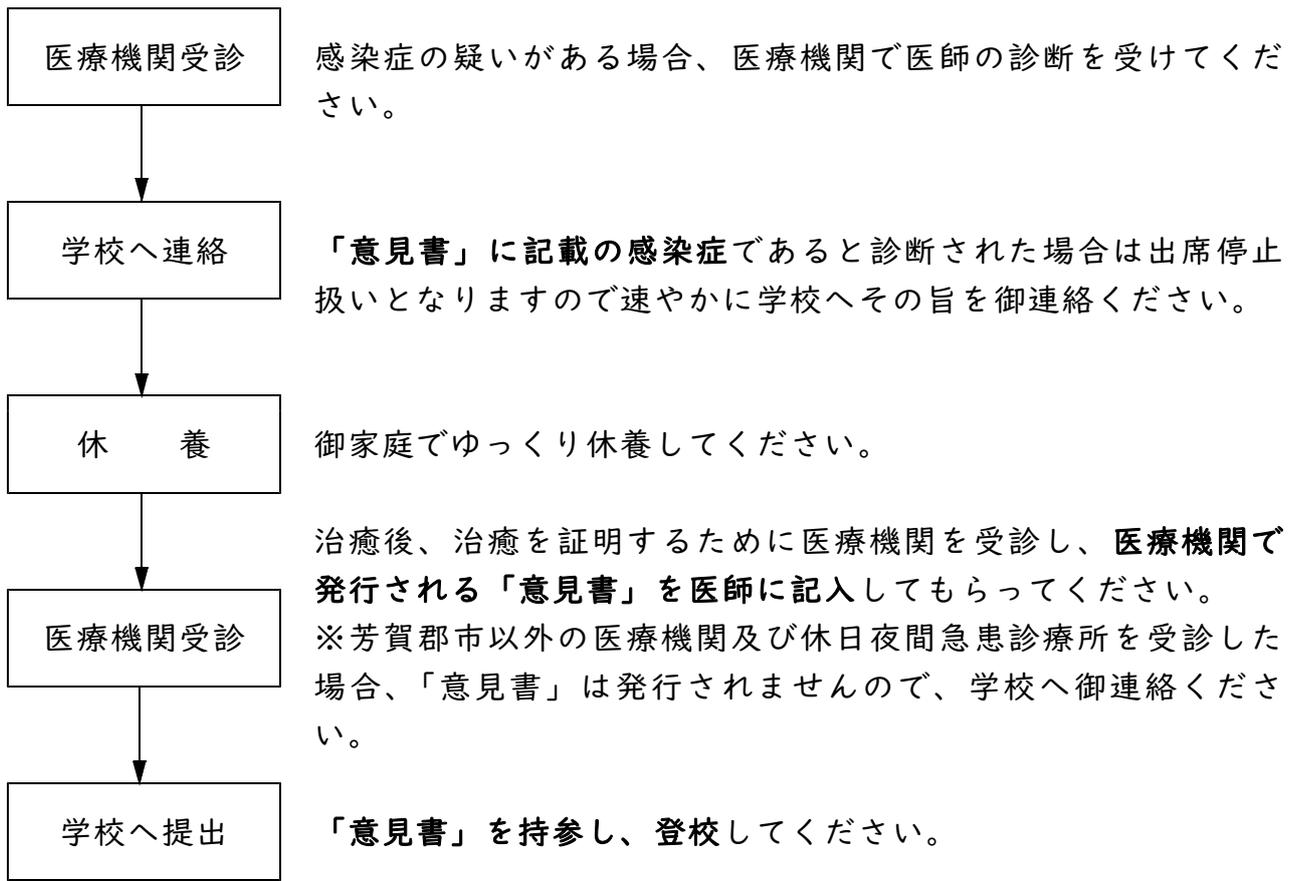
「登校届」について

下記の感染症にかかり、医師より出席停止になると診断された場合、学校から「登校届」をお渡しします。その際は速やかに学校まで御連絡をお願いします。

「登校届」は従来の証明書に代わるものですから、出席停止扱いにならない場合は必要ありません。「登校届」裏面の登校のめやすを参考に、医師の判断に従い、「登校届」の記入をし、学校へ御提出ください。

溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、手足口病およびヘルパンギーナ、伝染病紅斑(りんご病)、ウイルス性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)、帯状疱疹、伝染性軟属腫(水いぼ)、伝染性膿痂疹(とびひ)、頭ジラミ

○ 「意見書」に記載の感染症に感染した疑いがある場合



○ 「登校届」に記載の感染症に感染した疑いがある場合

